

道路に隣接する土地所有者及び土地管理者のみなさまへ

道路に隣接する私有地の樹木が管理されず、道路上にはみ出していることがあります。また、私有地から道路上に土砂等が流出し、堆積(たいせき)しているところもあります。道路にはみ出した枝や葉、堆積した土砂等は、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

これらの私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、緊急時を除き、道路管理者で伐採や枝払い等はできません。(※民法第 233 条)

私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の方が責任を問われることがあります。(※民法第 717 条、道路法第 43 条)

歩行者や車両等の安全確保と、道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いします。

剪定作業を行う場合の注意点

- ・ 高所での作業には十分に安全面での配慮をしてください。
- ・ 電線や電話線が近くにある場合は、大きな危険を伴いますので、事前に管理をしている電力会社または電話会社に連絡してください。
- ・ 通行車両・自転車・歩行者の安全確保をしてください
- ・ 作業により、道路の通行に支障がでる場合には、事前に警察署や市役所へご相談ください。

西尾市役所 建設部土木課管理担当

関連する法的根拠(※)

民法第 233 条(竹林の枝の切除及び根の切取り)

1. 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
2. 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切取ることができる。

民法第 717 条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵(かし)があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第 43 条(道路に関する禁止行為)

1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす慮のある行為をすること。